

国道8号 災害対策基本法に基づく道路区間指定について

【災害対策基本法に基づく道路区間指定について】

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき下記区間を指定し、通行の支障となる車両等については移動等の作業を行います。

路線名	指定区間(上下)	指定時間
国道8号	新潟県上越市下源入 ^{しもげんにゆう} 地先 下源入交差点 ～ 富山県下新川郡朝日町月山 ^{つきやま} 地先 朝日I.C口交差点	2月17日 17時00分

【道路状況】

- ・国道8号新潟県上越市下源入から富山県朝日町月山の区間において、雪の影響による交通混雑発生中
- ・迂回路はなし

2月17日 17時00分現在

- ・北陸道(上下) 上越I.C～朝日I.C 通行止め

【その他】

- ・今後の降雪状況によっては、集中除雪のため通行止めにする場合があります。

○災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について(平成26年11月21日)
http://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html (国土交通省HPリンク)

同時発表記者クラブ
新潟県
富山県
その他・専門紙

お問い合わせ先
国土交通省 北陸地方整備局 道路部
道路管理課長 本保 薫 (ほんぼ かおる)
電話 025-280-8880 (内4411)
直通 025-370-6744